

みえ森と緑の県民税

森林づくりを県民みんなの力で！

大切なはたらきをもつ森林を守り育てていくため
みえ森と緑の県民税が使われているシカ！

カモミ

森林環境教育・木育
推進キャラクター

きれいな空気をつくる

快適な環境をつくる

木材を生み出す

水をたくわえる

二酸化炭素をたくわえる

CO₂

O₂

動植物のすみかとなる



森林の働き

三重県の面積の64%を占める森林は、木材やきのこなどの恵みを与えてくれるだけでなく、きれいな水や空気を育み、土砂の流出や崩壊を防ぎ、地球温暖化防止に貢献するなど、私たちが安全で快適に暮らすための重要な働きを果たしています。

森林は土砂の流出を抑え、山崩れを防ぎます

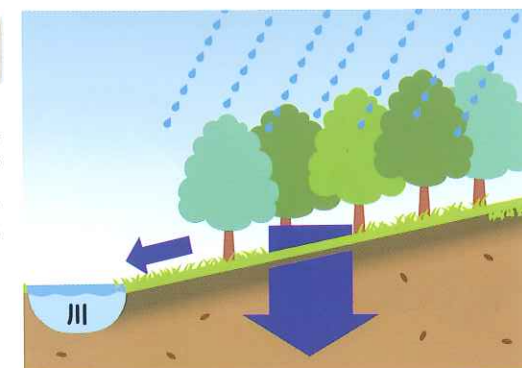
森林内は樹木の根によって土壌が保持され、落葉落枝や草などによって地表が覆われているため、降雨などによる土壌の浸食や流出を抑え、また、山崩れを防いでいます。



樹木の根の様子

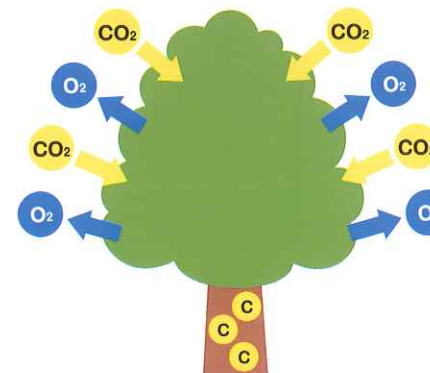
森林は水を貯え、洪水を緩和します

森林の土壌は、落葉などの有機物の供給や土壌生物の働きによりスポンジのようになっており、雨水などは速やかに浸透します。貯えられた雨水などはゆっくり河川に流れ、洪水は緩和されています。また、きれいでおいしい水を育む効果もあります。



森林は地球温暖化防止に貢献します

森林は、光合成により、地球温暖化の原因である二酸化炭素を吸収し酸素を放出しながら炭素を蓄え成長します。



森林は多種多様な生物の生息・生育の場となっています

多様な森林環境は、遺伝子や生物種、生態系などの生物多様性を保全しています。



これらの他にも、森林は木材、炭、きのこや山菜などを生産したり、保健休養の場となるなど多様な働きがあります。

みえ森と緑の県民税とは？

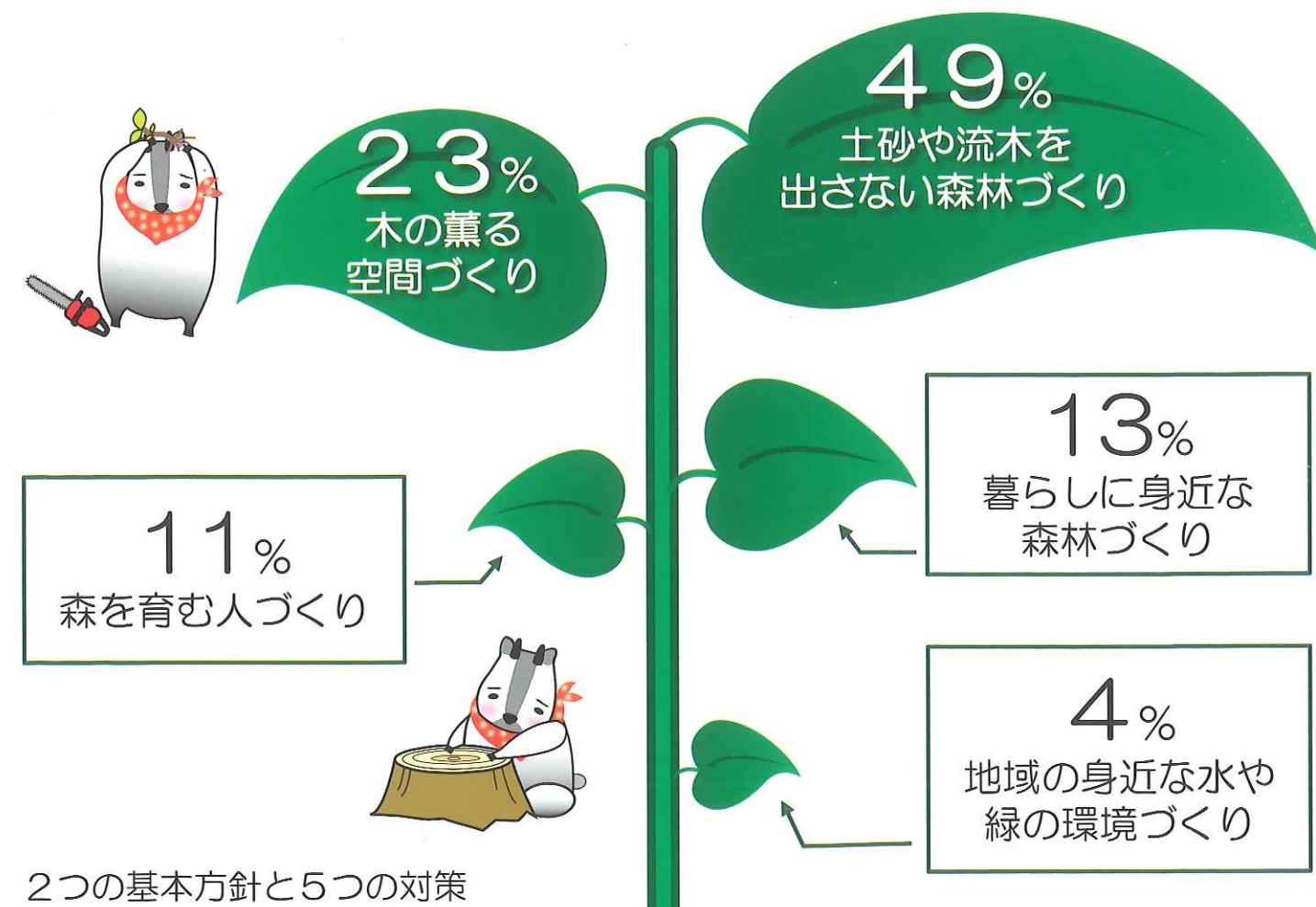
森林は、土砂災害や洪水を防止する、水を貯える、地球温暖化防止に貢献するなど私たちの生活に欠かすことのできない大切な働きを持っています。

しかし、山村地域においては、過疎化・高齢化、長引く林業の低迷によって、また、身近に存在する里山についても、生活様式の変化により、荒廃した森林が増加しており、これらの大切な働きが弱まっています。

また、近年、集中豪雨の発生が増加していることも考え合わせると、自然災害が発生する危険性が高まっていると考えられます。

県では、平成26年度から「みえ森と緑の県民税」を導入し、「基本方針1：災害に強い森林づくり」と「基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり」に基づき5つの対策に取り組んできましたが、導入から5年目を迎えた平成30年度には、制度の見直しを行い、平成31年4月から新たな制度の下、引き続き、2つの基本方針と5つの対策に取り組んでいきます。

みえ森と緑の県民税の使用実績（平成26年度～平成30年度の5年間）



2つの基本方針と5つの対策

【基本方針1】 災害に強い森林づくり	対策1：土砂や流木を出さない森林づくり	2,498百万円
	対策2：暮らしに身近な森林づくり	636百万円
【基本方針2】 県民全体で森林を支える社会づくり	対策3：森を育む人づくり	536百万円
	対策4：木の薫る空間づくり	1,169百万円
	対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり	208百万円

みえ森と緑の県民税を活用した取組

- 平成31年度より新たな制度の下、2つの基本方針に沿って5つの対策を行います。

基本方針1「災害に強い森林づくり」では、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」と「暮らしに身近な森林づくり」を行います。

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

＊流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備（県事業）

溪流や溪岸で、流木になる恐れのある危険木の伐採や撤去を行います。また、溪流沿いの山腹では、樹木が根を張り土砂や流木の流出を抑制するように、調整伐を行います。



豪雨時などに流出する恐れのある危険木を撤去しました。
過密な森林の立木密度を下げ、樹幹の肥大成長、根系の発達を促します。

＊異常に堆積した土砂・流木の撤去（県事業）

治山施設などに異常に堆積して流出する恐れのある土砂や流木を撤去します。



豪雨時などに流出する恐れのある土砂などを撤去します。

対策2：暮らしに身近な森林づくり

＊荒廃した里山や竹林の整備、道路沿いなどで倒木などの恐れがある樹木の伐採（市町事業）

人家裏や道路沿いなどで繁茂している竹林や倒木となる恐れのある危険木の伐採などにより、生活環境の向上を図ります。



通学路沿いで、危険を及ぼす恐れのある倒木や枯損木の伐採、枝葉の剪定を行いました。

みえ森と緑の県民税を活用した取組

- 平成31年度より新たな制度の下、2つの基本方針に沿って5つの対策を行います。

基本方針2.「県民全体で森林を支える社会づくり」では、3つの対策「森を育む人づくり」「森と人をつなぐ学びの場づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行います。

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策3：森を育む人づくり

*森を育む人づくりのサポート（県事業）

森林環境教育・木育や森づくり活動を促進するため、津市白山町にある「みえ森づくりサポートセンター」により、森林環境教育・木育指導者や森づくり活動を担う人材の育成を行います。



*森林環境教育の実施（市町事業）

小中学校の授業や地域の行事などで、森林や木材について学び体験する森林環境教育を行います。



御浜町（森林環境教育）
小学生が「森の健康診断」を体験しました。



伊勢市（森林教室）
海岸林の大切さを学び、松の苗木を植える松林保全活動をしました。



森の学校

*木育（もくいく）の推進（県事業・市町事業）

子どもたちが日頃から木にふれられる環境をつくり、子どもの頃から木に親しむ木育を行います。



ミエトイ（三重でつくられた木のおもちゃやキッズスペース）を県内各地で出展しました。



松阪市（森林環境学習）
校舎を木質化する小学校で、児童が森林や木に関する話を聞いた後、木工体験をしました。



尾鷲市（クップ普及推進）
尾鷲ヒノキでできたクップの競技道具を導入し、木を使うスポーツ「クップ」を推進しました。

対策4：森と人をつなぐ学びの場づくり

*森林環境教育・木育を実施するための環境整備（市町事業）

未就学児や児童・生徒をはじめとする様々な県民の方が、森林や木材について学び、ふれあい、関係を深めることのできる場を創出します。



朝日町（木製遊具導入）
幼保一体化施設に木製遊具を導入し、木のおもちゃを通じて木のぬくもりや質感を学ぶ場をつくりました。



多気町（県産材を活用した学校机・椅子の導入）
小学校に木の机や椅子を入れて、木の温かみを感じ学べる環境をつくりました。



桑名市（保育施設備品等購入）
児童館等に木製備品や木製遊具を導入し、木のぬくもりや木の質感について学べる場を創出しました。

対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり

*身近な緑の環境づくり（市町事業）

自然環境の大切さを感じてもらうため、森林や緑を楽しむ環境をつくります。



津市（ミヤマタ群生を活かした地域づくり）
展望デッキを整備し、観光客や地域住民が自然とふれあう場をつくりました。



御浜町（森林公園等環境整備）
森林公園の歩道を整備し、山歩きや森林浴を通じて、森や緑にふれあう環境づくりに取り組みました。



南伊勢町（遊歩道の整備）
遊歩道を整備することで、住民が自然に親しみ、ふれあう場を整備しました。

*身近な緑の環境づくり（市町事業）

自然環境の大切さを感じてもらうため、森林や緑を楽しむ環境をつくります。



鈴鹿市（緑の未来づくり）
里山整備や病害虫被害木の管理を住民のみなさんで行いました。



朝日町（森と緑とふれあう環境づくり）
多くの町民が利用する公共施設を芝生化し、緑豊かな環境をつくりました。



熊野市（森とのふれあいの場拠点づくり）
市が管理する公園で、受光伐や広葉樹の植栽を行うなど、森とのふれあいの場を整備しました。

木を使おう、森を育てるために

三重県の森林は、半分以上が人が木材を収穫して利用するために植えた「人工林」です。このような森林は、手入れをしないと細いひょろひょろの木が多くなり、太陽の光が地面に届かなくなったり、根が十分に発達できなくなったりします。太陽の光が地面に届かないと、下草が生えず、降雨の際に土砂が流れ出しやすくなります。また、根が十分に発達していない森林は、山崩れが起こりやすくなります。

森林（人工林）は、人々がさまざまな用途で木を使うために切り、苗を植え、下刈りや間伐などをして育てていくことで、適切な状態が保てます（緑の循環）。逆に、木が使われないと、今育っている木が切られず、森林には細いひょろひょろの木が多くなり、山崩れが起こりやすくなります。

森林を育てるために、木を使いましょう。

広がる木材の利用！

炭素の固定



緑の循環のイメージ図：林野庁提供資料を一部加工しています。



みえ森と緑の県民税のしくみ

	個人	法人
納める方	1月1日現在で三重県内に住所がある個人、家屋敷などを有する個人（個人の県民税均等割の納税義務者） ※前年の合計所得金額が一定金額以下であることなどにより、県民税均等割が非課税の方には課税されません。	三重県内に事務所などを有する法人など（法人の県民税均等割の納税義務者）
納める額	年額1,000円	年額 2,000円～80,000円 （県民税均等割額の10%相当額）

評価制度	みえ森と緑の県民税評価委員会を設置し、事業結果などについて評価検証などを行うとともに、結果は県民のみなさんに公表します。
------	--

●お問い合わせ先●

税の使いみちに関すること	税のしくみに関すること	住所等を有する市町
農林水産部みどり共生推進課 ☎059-224-2513 Eメール midori@pref.mie.lg.jp URL http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/ 三重の森林 検索	総務部税収確保課 ☎059-224-2128 Eメール zeimu@pref.mie.lg.jp URL http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/ 三重 県税のページ 検索	
	桑名県税事務所 ☎0594-24-3613	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市農林事務所 森林・林業室 ☎059-352-0655	四日市県税事務所 ☎059-352-0577	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
	鈴鹿県税事務所 ☎059-382-8662	鈴鹿市、亀山市
津農林水産事務所 森林・林業室 ☎059-223-5091	津総合県税事務所 ☎059-223-5026	津市
松阪農林事務所 森林・林業室 ☎0598-50-0568	松阪県税事務所 ☎0598-50-0511	松阪市、大台町、多気町、明和町
伊勢農林水産事務所 森林・林業室 ☎0596-27-5265	伊勢県税事務所 ☎0596-27-5132	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町
伊賀農林事務所 森林・林業室 ☎0595-24-8142	伊賀県税事務所 ☎0595-24-8024	伊賀市、名張市
尾鷲農林水産事務所 森林・林業室 ☎0597-23-3504	紀州県税事務所 ☎0597-23-3419	尾鷲市、紀北町
熊野農林事務所 森林・林業室 ☎0597-89-6134		熊野市、御浜町、紀宝町



リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。